

船舶事故調査報告書

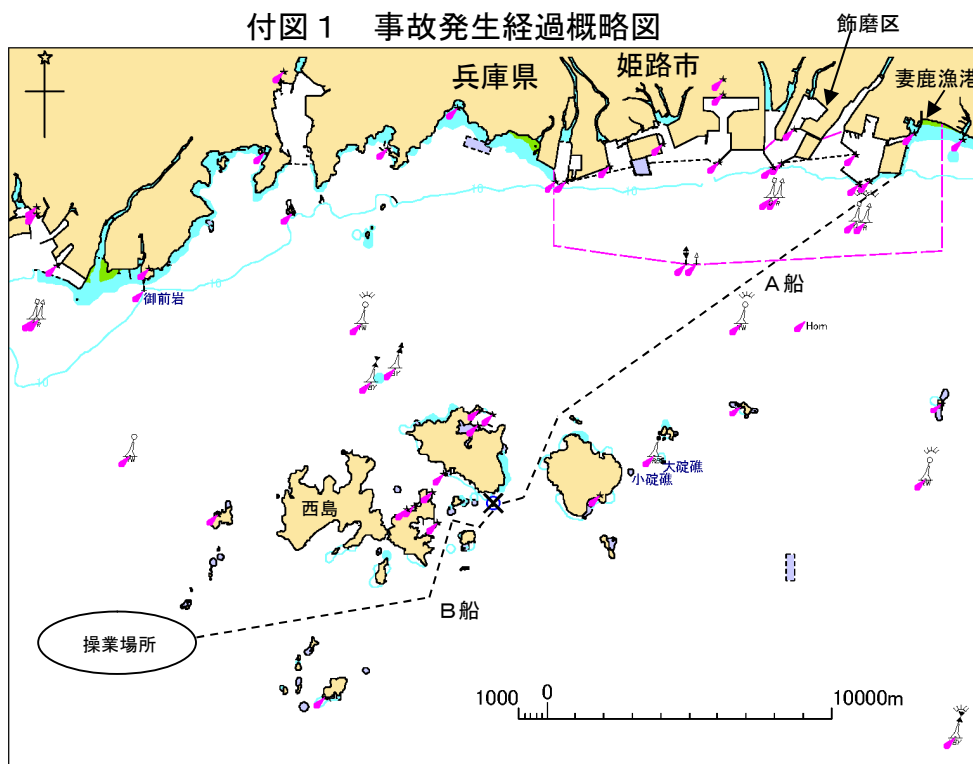
平成28年5月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年6月15日 22時49分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市家島観音埼南方沖 <small>ぼうぜ</small> 坊勢港西ノ浦西5号防波堤灯台から真方位069° 2,170m付近 （概位 北緯34° 39.3′ 東経134° 32.5′）
事故の概要	漁船 <small>かづえ</small> 第八一栄丸は、西南西進中、また、漁船 <small>ゴールデンツ</small> GOLDEN II は、北北東進中、両船が衝突した。 第八一栄丸は、乗組員2人が負傷し、船首部に破口等を生じ、また、GOLDEN II は、船長が負傷し、右舷中央部に破口等を生じた。
事故調査の経過	平成27年6月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第八一栄丸、12トン HG2-5535（漁船登録番号）、個人所有 16.58m (Lr) × 3.69m × 1.54m、FRP ディーゼル機関、502kW、平成11年1月29日 B 漁船 GOLDEN II、4.6トン HG3-42226（漁船登録番号）、個人所有 11.45m (Lr) × 2.75m × 0.77m、FRP ディーゼル機関、48kW、昭和60年9月30日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 29歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成18年8月31日 免許証交付日 平成22年8月7日 （平成28年8月30日まで有効） 乗組員A ₁ 女性 61歳 乗組員A ₂ 女性 57歳 B 船長B 男性 58歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年11月10日 免許証交付日 平成23年8月15日

	(平成28年11月9日まで有効)
死傷者等	A 重傷 2人(乗組員A ₁ 及び乗組員A ₂) B 重傷 1人(船長B)
損傷	A 船首部に破口を伴う擦過傷等 B 右舷中央部に破口及び操舵室、漁労設備に損壊
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮期
事故の経過	<p>A船は、船長A、乗組員A₁及び乗組員A₂ほか5人が乗り組み、姫路市妻鹿漁港での荷揚げ作業を終え、船長Aが操舵室左舷側の椅子に腰を掛け、姫路市坊勢漁港奈座地区に向けて約23ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で手動操舵により家島東方沖を南南西進していた。</p> <p>船長Aは、家島観音崎南方沖において、家島の島陰と予定針路線上の定置網の標識灯に注意を向け、奈座地区に向けて西南西進していたところ、平成27年6月15日22時49分ごろ衝撃を感じ、B船と衝突したことを知った。</p> <p>乗組員A₁及び乗組員A₂は、衝突の衝撃で転倒した。</p> <p>船長Aは、乗組員A₁及び乗組員A₂の負傷状況を確認したのち、船長Bを救助し、坊勢漁港長井地区に向かった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、姫路市西島南西方沖の操業場所から、家島北方沖の漁場に向けて21時30分ごろ出発した。</p> <p>船長Bは、操舵室左舷側の椅子に腰を掛け、家島南方沖を約8knの速力で自動操舵により北北東進中、右舷船首約20°にA船の緑灯と緑灯より高い位置にある紅灯を認め、緑灯が見えていたことから、このままの針路でA船と右舷対右舷で通過すると思った。</p> <p>船長Bは、ふと、右舷方を見たところ、右舷方至近にA船を認め、スロットルレバーを上げたものの、B船の右舷中央部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、乗組員A₁及び乗組員A₂と共に長井地区から救急艇により姫路市飾磨区に運ばれ、救急車により病院に搬送され、船長Bが、右膝内側側副靭帯損傷、右腓骨遠位端骨折、乗組員A₁が、腰椎横突起骨折、肋骨骨折及び乗組員A₂が、右恥骨骨折、坐骨骨折、仙骨骨折とそれぞれ診断された。</p> <p>B船は、A船の僚船により、長井地区へえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、付図2 事故発生経過概略図(拡大) 参照)</p>
その他の事項	<p>A船は、航海灯(マスト灯、舷灯1対及び船尾灯)のほかに、操舵室上方に紅灯及び引き船灯を表示していた。</p> <p>乗組員A₁、乗組員A₂及び乗組員1人は、船首部のステップに船尾方を向いて座っており、他の乗組員4人は、船尾の船員室で休憩して</p>

	<p>いた。</p> <p>A船は、巻き網漁の探索船及び漁獲物運搬船であり、ふだん05時00分ごろ出港し、07時00分ごろから18時00分ごろまで操業を行った後、妻鹿漁港で水揚げ作業を行い、23時20分ごろに奈座地区に帰港していた。</p> <p>船長Aは、本事故当時、疲れも眠気も感じていなかった。</p> <p>船長Aは、奈座地区への帰航中、本事故発生時間帯に家島東方を北上してくる漁船をあまり見掛けたことがなかったので、船首方には他船はいないものと思っていた。</p> <p>B船は、航海灯（マスト灯、舷灯1対及び船尾灯）を表示していた。</p> <p>船長Bは、A船とは右舷対右舷で通過すると思い、家島北方に係留している砂利運搬船や家島港への入出港船を意識していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、観音崎南方沖を西南西進中、船長Aが、船首方に他船はいないと思い、家島の島陰と予定針路線上の定置網の標識灯に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、本事故発生時間帯に北上する他船を見掛けたことがなかったので、船首方に他船はいないものと考えられる。</p> <p>B船は、観音崎南方沖を北北東進中、船長Bが、A船とは右舷対右舷で通過すると思い、船首方に意識を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、変針して右舷方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、観音崎南方沖において、A船が西南西進中、B船が北北東進中、船長Aが、船首方に他船はいないと思い、家島の島陰と予定針路線上の定置網の標識灯に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、A船とは右舷対右舷で通過すると思い、船首方に意識を向け、見張りを適切に行っていなかったため、A船とB船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図



付図2 事故発生経過概略図（拡大）

